移住支援金申請の手引き

2024 年度版

名古屋市経済局産業労働部労働企画課

目　次

頁

１　移住支援金とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　移住元要件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　移住先要件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４　支援金の額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

５　申請書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

６　交付の条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

７　支援金の返還　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

８　申請の期限　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

９　問合先・申請書の提出先、提出方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

１　移住支援金とは

移住支援金とは、東京 23 区（在住者又は通勤者）から名古屋市へ移住し、 移住支援金対象求人に就業した方等に、国・愛知県・名古屋市が共同で支援金を支給する制度です。

本制度は、次の「２ 移住元要件」と「３ 移住先要件」の両方を満たす方が対象となります。就業や起業等で移住した方がご利用できます。なお、名古屋市ではテレワークは支給対象の要件として認めておりませんので、ご注意ください。

なお、起業で移住された方は、愛知県の「あいちスタートアップ創業支援事業費補助金」の交付決定を受けていることが要件となります。必要書類などは愛知県の担当部署へお問合せください。

２　移住元要件

次の（１）と（２）の両方を満たす方

（１）　次のア、イのいずれかに該当すること。

ア　名古屋市へ移住※1 する直前の 10 年間のうち通算５年以上かつ移住する直前に連続して１年以上、「東京 23 区内に在住していたこと」

（例）

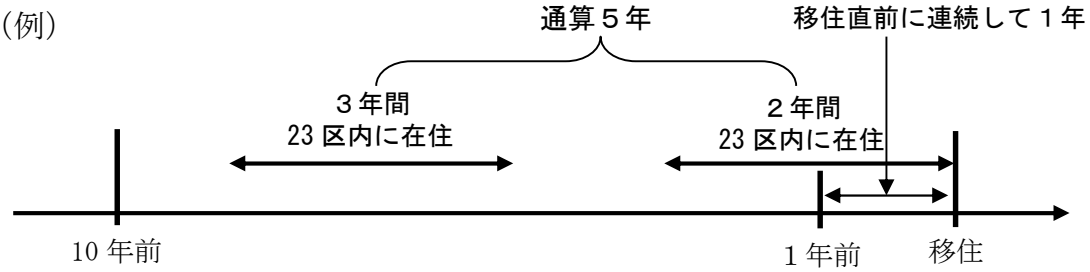

イ　名古屋市へ移住する直前の 10 年間のうち通算５年以上 かつ 移住する直前に連続して１年以上、「東京 23 区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域※2 以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤をしていたこと」

（例）

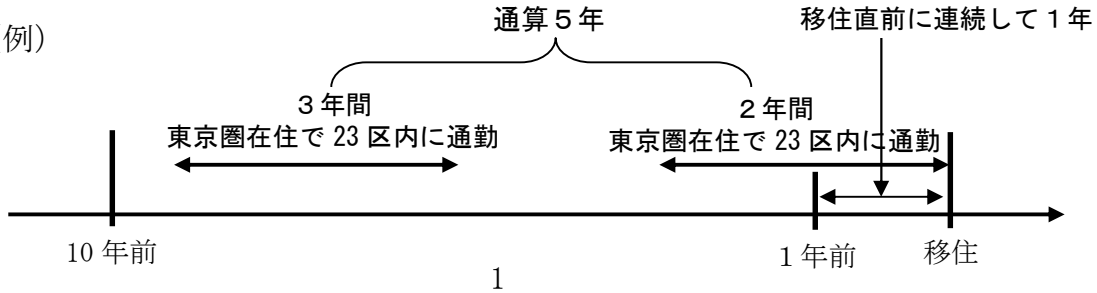

（注１）「ア　東京 23 区内に在住していたこと」と「イ　東京 23 区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤をしていたこと」を合算して、「移住する直前の 10 年間のうち通算５年以上　かつ　移住する直前に連続して１年以上」を満たしても対象となります。

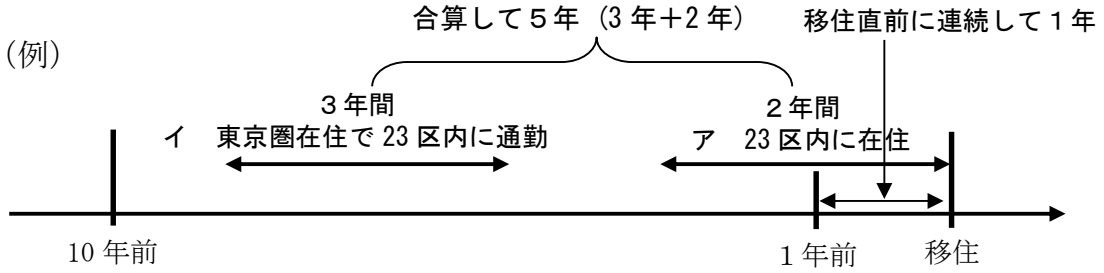

（注２）「移住する直前に連続して１年以上、東京 23 区以外の東京圏に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤」の「１年以上」の期間については、移住する３か月前までを起算点とすることができます。（ただし、３か月の期間中に東京圏（条件不利地域を除く）から転出している場合は対象外となります。）

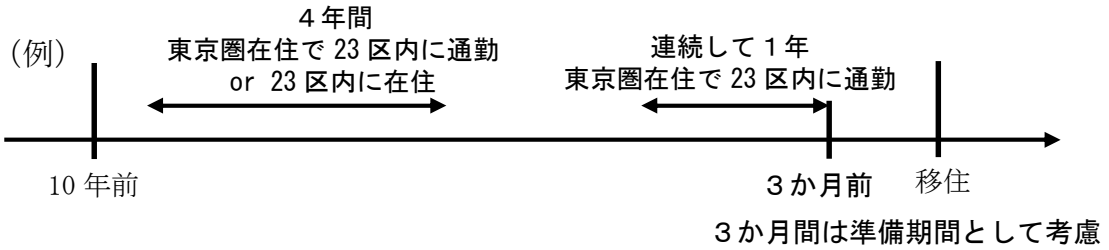

（注３）東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した方については、通学期間（修業年限を上限（高等専門学校は 2 年を上限））も対象期間として加算できます。

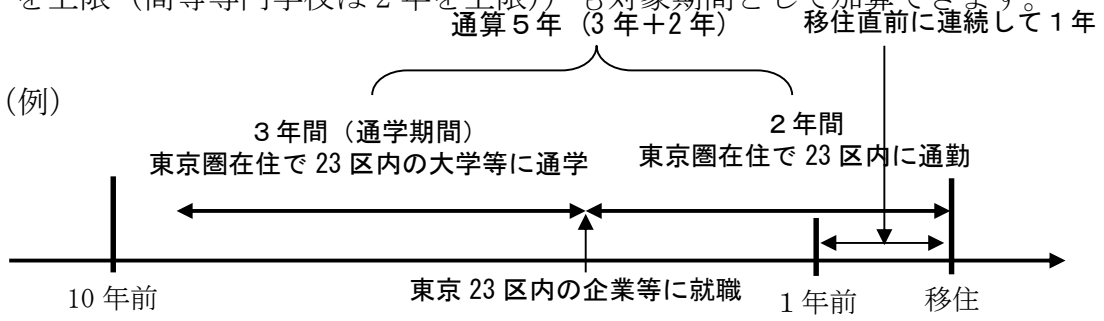

※１　「移住」とは、住民票を名古屋市に異動し、生活の本拠を名古屋市へ移すことをいいます。また、移住する日とは移住先の住民票記載の「転入日」を指します。

※２　「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ケ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

（２）　次のア～ウの全てに該当すること。

ア　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ　日本人である、又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ　その他愛知県又は名古屋市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

３　移住先要件

次の（１）～（２）のいずれかに該当する方

（１）『 ①の要件を満たす移住、かつ、②の要件を満たす就業』

（２）『 ①の要件を満たす移住、かつ、③の要件を満たす就業（専門人材）』

※名古屋市ではテレワークは支給対象の要件として認めておりません。

①　移住に関する要件

次のア、イの両方に該当すること。

ア　支援金の申請時において、移住後１年以内であること。

イ　名古屋市に、支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

②　就業に関する要件（一般の場合）

次のア～クの全てに該当すること。

ア　勤務地(就業場所)が名古屋市内に所在すること。

イ　転入日時点で満 50 歳以下であること。

ウ　就業先が、愛知県又はその他の道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイト※３に掲載している求人であること。

エ　申請者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

オ　週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業していること。

カ　求人への応募日が、マッチングサイトに上記ウの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

キ　就業した当該法人等に、支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

ク　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※３　「マッチングサイト」とは、愛知県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るため「あいちUIJターン支援センター」のWebページに掲載している「移住支援金対象」求人や、その他の都道府県が同様の目的で開設するサイトをいいます。

③　就業に関する要件（専門人材の場合）

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、**次のア～オの全てに該当すること。**

ア　勤務地(就業場所)が名古屋市内に所在すること。

イ　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ　当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

４　支援金の額

支援金の額は次のとおりです。

区分		支援金の額
単身での移住の場合		60万円
２人以上の世帯※４での移住の場合		100万円
	18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合※５	18歳未満の者一人につき100万円を加算

※４　２人以上の世帯については、次のア～エの全てに該当する世帯に限ります。

ア　申請者を含む２人以上の世帯員が移住する前の在住地において、同一世帯に属していたこと。

イ　申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後１年以内であること。

エ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※５　18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算

・18歳未満の世帯員とは、申請年度の４月１日時点において18歳未満の世帯員をいいます（ただし、申請年度の４月２日が18歳の誕生日の場合は対象）。

・18歳未満の世帯員は、原則としてどのような続柄であっても対象となりますが、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象となりません。

５　申請書類

支援金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

（１）すべての方が提出

- □　名古屋市移住支援補助金交付申請書
- □　誓約事項及び調査同意書
- □　委任状（該当者のみ）
- □　写真付き身分証明書（提示のみ）
  例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等
- □　住民票の写し
  ※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- □　移住元での住民票の除票の写し（又は、戸籍の附票の写し）
  ※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- □　就業証明書
- □　労働条件通知書の写し
- □　雇用保険の被保険者証の写し又は
  雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し

（２）東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた方

- □　退職証明書又は就業証明書等の東京23区での在勤地、
  在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

（３）東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者または個人事業主

- □　開業届出済証明書や個人事業等の納税証明書等の東京23区での
  在勤地及び在勤期間を確認できる書類

（４）東京圏から23区内の大学に通学し、23区内の企業等へ就職した方のみ
(注)通学期間を移住元としての対象期間に含める場合のみ

- □　卒業証明書、成績証明書等の在学期間や卒業校を確認できる書類
- □　退職証明書等の在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを
  確認できる書類

６　交付の条件

（１）　支援金の申請日から５年以内に住所の変更があった場合、または支援金の申請日から１年以内に就業先（勤務地）の変更があった場合は、速やかに名古屋市に報告してその指示を受けること。

（２）　支援金に関する報告及び立入調査について、愛知県及び名古屋市から求められた場合には、それに応じること。

７　支援金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、支援金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は対象外となる場合があります）。

（１）　全額の返還

ア　虚偽の申請等をした場合

イ　支援金の申請日から３年未満に名古屋市から転出した場合

ウ　支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす移住先での職を辞した場合

（２）　半額の返還

支援金の申請日から３年以上５年以内に名古屋市から転出した場合

８　申請の期限

~~2025年１月9日（木）まで~~2024年12月10日（火）までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たしている場合は、なるべく早めに窓口に相談の上、申請してください。

※令和6年度分の申請期限は、2025年1月9日（木）から2024年12月10日（火）に変更となりました。

※2024年12月11日（水）から2025年1月9日（木）までに申請を予定されていた方は、2025年1月9日（木）までに個別にご相談ください。

※申請期限以降、2025年3月31日（月）までに申請要件を満たさなくなる場合は、個別にご相談ください。

〇パターン１

2024 年４月１日に移住し、同年６月３日に対象企業に就業した場合

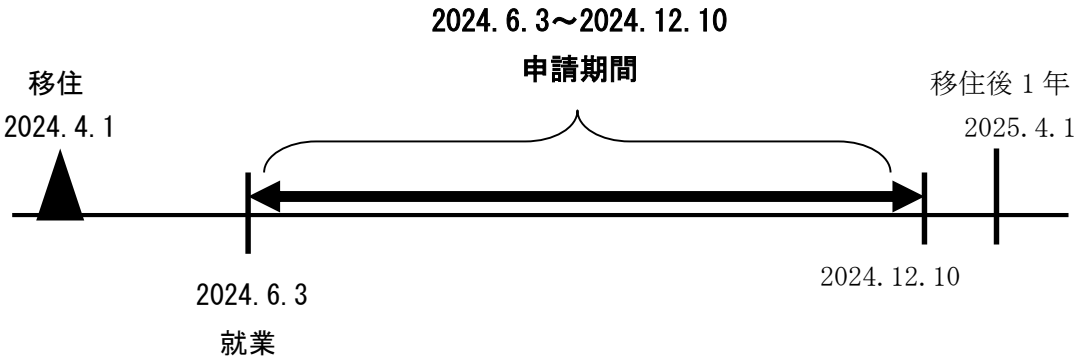

※移住日が2024年3月31日以前の場合、従前の例によるため、申請期限、要件が異なります。詳しくは下記問合先までお問合せください。

９　問合先・申請書の提出先、提出方法

（１）　問合先・申請書の提出先

名古屋市経済局産業労働部労働企画課

住所　〒460－8508　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号

名古屋市役所本庁舎５階

電話　052－972－3146　e-mail　a3145@keizai.city.nagoya.lg.jp

（２）　提出方法

問い合わせ先へ直接提出（本人確認書類の提示をお願いしております。）